企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

残暑お見舞い申し上げます

今年の夏もやはり暑かったですね。熊本では最高気温が３５度以上となる「猛暑日」が連日続きました。９月となり少しずつ秋の気配が感じられるとはいえまだまだ残暑がつづくようです。
こまめな水分補給や適切なマスクの着用、充分な休憩やエアコンを適切に利用して、体調管理に気をつけていきましょう。

令和５年９月吉日
税理士法人 未来税務会計事務所
熊本　片平 和代
川内　西田 尚史
他職員一同

インボイス制度の早めの対応を

◎インボイス制度について、登録するかしないかは納税者の自由であり任意です。強制ではありません。
◎商売事業を行っている人は、【売上収入等に係る預り消費税】から【商品仕入・材料費・外注費・販売費及び一般管理費に係る支払消費税（これを仕入控除といいます）】を差し引いて、国へ消費税を納付します。

◎同じく商売を行っている人でも、消費者が個人の場合は、仕入控除に関係ない場合があります。例えば、床屋・美容室、エステ業、学習塾、そろばん塾等は、インボイス登録を必要としないと思います。
◎しかし、売上が１，０００万円以下でも、一人親方の大工・左官・電気工事等は、インボイスの登録をしないと取引が出来なくなる可能性がありますので、インボイス制度の登録をした方がよいでしょう。
◎そこで、免税事業者（売上収入等１，０００万円以下）の場合、令和５年分の個人の確定申告につきましては、下記のように対応が分かれることから、作業が大変なので早めの対応をお願いします。
①１月１日から９月３０日までの売上・仕入・経費等は従来通りです。
②１０月１日から１２月３１日までの売上・仕入・経費等については、インボイス登録者の登録番号が領収証・請求書等に記載があるか否かを確認する必要があります。
◎また、現在課税事業者である者も、法人の場合は、決算期が９月３０日の場合は、従来通りの対応となりますが、決算期が１０月３１日の場合は、令和５年１０月分だけ仕入・経費等についてインボイス登録事業者に支払いをしたのか否か確認していかなければなりません。経理処理に事務負担が生じることになります。その上で消費税の納付計算をしなければなりませんので、早めの対応をお願いします。今後はインボイス制度により、複雑な会計処理をしなければなりませんので、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

インボイス制度において注意すべき事例

～週刊税のしるべ　第３５６６号より～

～ 登録の取下げ・取消し ～

想定されるケース①
インボイス制度開始前にインボイス発行事業者の登録を取り下げるケース

【注意すべき内容】令和５年１０月１日以後に取下げは不可。取消しの手続しかできず、少なくとも令和５年１０月１日～課税期間末日までの課税資産の譲渡等について、インボイスの交付義務・保存義務、消費税の申告義務が生じる。
※令和５年１０月１日を登録日としていた場合、取下書はその前日（９月３０日）までに提出する必要がある。

※インボイス制度開始後に、登録申請書を提出してから登録日までに登録を取り下げたい場合も、取下書対応となる。

想定されるケース②
インボイス制度開始後にインボイス発行事業者の登録を取り消すケース

【注意すべき内容】翌課税期間の初日から登録を取り消そうとするときは、翌課税期間の初日から起算して１５日前の日までに届出書を提出する必要があり、同日の翌日以後の提出の場合、翌々課税期間の初日からの取消しとなる。

想定されるケース③
令和５年１０月１日を含む課税期間の翌課税期間以後に登録申請に関する経過措置（注）の適用により登録を行い、登録を取り消すケース

【注意すべき内容】翌課税期間の初日から起算して１５日前の日までに届出書を提出すれば登録を取り消すことができるが、登録日から２年を経過する日の属する課税期間の末日までは、基準期間の課税売上高にかかわらず、納税義務が免除されない。

～ ２割特例 ～

想定されるケース①
課税事業者選択届出書の提出により、令和５年１０月１日前から課税事業者となる同日を含む課税期間に、インボイス発行事業者の登録を受け、２割特例の適用を受けるケース

【注意すべき内容】令和５年１０月１日を含む課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出することにより、課税事業者選択届出書の効力を失効させることができるが、当該課税期間中に提出しないと、当該課税期間は２割特例の適用を受けることができない。

想定されるケース②
２割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間について、２割特例の適用を受けることができず、簡易課税制度の適用を受けるケース

【注意すべき内容】２割特例の適用を受けた事業者は、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出することで、その翌課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることができる。
※申告時に届出書を提出しても当該申告分について簡易課税制度の適用を受けることはできない。

～ 注意点 ～

免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があるが、登録日が令和５年１０月１日から令和１１年９月３０日までの日の属する課税期間中である場合には、登録申請に関する経過措置の適用により、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、登録を受けることが可能（28 年改正法附則 44④）。

日本の農産物高くても買いましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。（日本の農産物を高く買う国民運動連盟）

令和５年１０月１日からインボイス制度→インボイス制度の対策はお済みですか？早めの対応を行って下さいね。

令和５年９月１日発行　第４６６号（２５５号）

「タワマン節税」抑止の新算定ルール通達案を公表

令和５年度与党税制改正大綱に「マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られます。現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もあります。このため、相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する」旨が記載されました。

国税庁は、マンションの相続税評価額が実勢価格の平均４割程度にとどまることから、その評価額の低さを利用したマンション節税、いわゆる「タワマン節税」を抑止するため、評価額の算定ルールを見直す通達案を公表しました。

新たな算定ルールは、令和６年１月１日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用されます。

相続税・贈与税における財産の価額は、相続税法の規定により、「財産の取得の時における時価」とされており、国税庁では財産評価基本通達に各種財産の具体的な評価方法を定めています。相続税法の時価主義の下、より適正なものとなるよう見直しを行っている中で、居住用の区分所有財産（いわゆるマンション）の「相続税評価額」は、「時価（市場売買価格）」との大きな乖離が生じているケースも確認されています。

国税庁が設置した有識者会議において、居住用の区分所有財産の相続税評価額について、実勢価格との乖離の実態を踏まえた上で適正化が検討された結果、居住用の区分所有財産の評価を新設して評価することとされました。一室の区分所有権等に係る敷地利用権の価額は、「自用地としての価額」とみなして評価することとします。

具体的には、「築年数」、「総階数指数」、「所在階」、「敷地持分狭小度」の４指数に基づいて評価乖離率を求め、１を乖離率で除した評価水準が０．６未満の場合、従来の評価額に評価乖離率のみを補正します。

次に、一室の区分所有権等に係る区分所有権の価額については「自用家屋としての価額」に上記と同様の補正率を乗じて計算した価額をその「自用家屋としての価額」とみなして評価します。

これらの居住用の区分所有財産の評価について、納税者が簡易的に計算するためのツールを用意する予定とされています。

第２９回西親会ゴルフコンペを開催します！

味覚の秋・スポーツの秋・そして、ゴルフの秋が近づきました。コロナも落ち着きまして、４年ぶりに西親会のゴルフコンペを、下記の予定で開催致します。皆様ぜひ奮ってご参加ください。

お電話でも受け付けております　☎０９６－３６８－２０３０

※自社商品等を協賛頂ける企業様がございましたら、よろしくお願い申し上げます。

日　時　令和５年１１月２日(木)
　　７：４５現地集合　スタート８：２１～

場　所　チサンカントリークラブ御船
　　熊本県上益城郡御船町高木２７２１－２
　　☎０９６－２８２－３４１１

会　費　３，０００円
　　プレー代 7,000 円(昼食券付)　ロッカー代別途 330 円
　　※但しキャディ有りの場合プレー代は 10,080 円となります。

競技方法　ダブルペリア方式　　※詳しくは別紙にて

今月も無料個別相談会を開催します！

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日　　時：「毎　週　水　曜　日　9：00～16：00 の時間」

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

企業シリーズ：310

石原畜産株式会社（お肉のいしはら）

美味しいお肉を消費者へ届けることをモットーに、菊池川地域の自然豊かで静かな山中で丹精込めて育てた自社牧場ブランド”なごみ牛”です。

お肉はとても柔らかく、塩コショウだけで十分な美味しさが伝わると思います♪

自社牧場で育て上げた牛を自社の精肉店にて加工販売まで行っていますので非常に新鮮なお肉をお買い上げいただけます。
また、牛肉のほか、馬刺しの販売も行っています。
近くを通られた際には是非お立ち寄りください！
※ふるさと納税でもご賞味いただけます。

【お問い合わせ】
◉お肉のいしはら
〒861-0924
熊本県玉名郡和水町太田黒 243-1
TEL.FAX-0968-34-3945

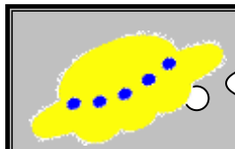

電子ニュース希望の方は mirai2030-shimada@memoad.jp まで

製作・発行：税理士法人　未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel：096-368-2030 ／ Fax：096-368-4639
http://www.mirai-town.net/

日本の農産物高くても買いましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。（日本の農産物を高く買う国民運動連盟）

令和５年１０月１日からインボイス制度→インボイス制度の対策はお済みですか？早めの対応を行って下さいね。